

「任意継続組合員制度」

任意継続組合員制度とは、在職中とほぼ同様の短期給付を受けることを目的として設けられたもので、退職の日の前日まで1年以上組合員であった方が退職する際に、その希望によって退職後も引き続き医療及びその他の給付（休業手当金、育児休業手当金及び介護休業手当金、その他一部の福祉事業を除く。）が受けられるものです。

また、70歳以上の方について共済組合から医療給付を受ける者は原則2割負担、ただし、一定以上の所得がある方は3割負担となります。

1 資格取得	1年以上組合員であった方が退職の日から起算して20日以内に任意継続組合員となることを希望する旨を共済組合に申し出、かつ、同日までに掛金を納付した場合に、退職の日の翌日から資格を取得します。
2 申出及び掛金の納付方法	<p>「任意継続組合員資格取得申出書」を共済組合に提出することにより行います。（様式は様1）</p> <p>掛金は、月掛払と年額一括払の選択となり、初回の掛金は退職の日から20日以内に、2回目以降は継続しようとする月の前月末が納付期限となります。</p> <p>また、掛金は、共済組合からの納付通知によって納付してください。</p>
3 掛金の算定等	<p>次の(1)又は(2)のうちのいずれか低い額が掛金算定の基礎となる標準報酬月額になります。</p> <p>(1) 退職した日の属する月の掛金の算定基礎となった標準報酬月額</p> <p>(2) 令和6年9月30日の全組合員の平均標準報酬月額 380,000円 （掛金の算定）</p> <p>上記(1)又は(2)のいずれか低い額（例 380,000円の場合） ×掛金率 1000分の112.14</p> <p>【月掛払の場合】 $380,000円 \times 0.11214 = 42,613円$（月額） <u>1年間では、$42,613円 \times 12月 = 511,356円$になります。</u></p> <p>【年額一括払の場合】 3月中に申出た場合（掛金を3月中に納付する場合） $380,000円 \times 0.11214 = 42,613円$（月額） $42,613円 \times 11.7485020 = 500,639円$（1年分）…① <u>12月間分前納の場合、掛金は①の500,639円になります。</u> 4月以降に申出た場合（掛金を4月中に納付する場合） $380,000円 \times 0.11214 = 42,613円$（4月のひと月額）…② $42,613円 \times 10.7869636 = 459,665円$（11か月分の額）…③ <u>11月間分前納の場合、掛金は②+③=502,278円年間になります。</u></p>

	<p>※別表（前納期間 12 月の率）参照（1 円未満の端数四捨五入） 掛金率 1000 分の 112.14 は短期掛金 1000 分 95.96 と介護掛金 1000 分 16.18 の合算</p> <p>※ 任意継続組合員の掛金率は（一般）組合員の掛金率と地方公共団体の負担金率を合算した設定となります。</p>																												
<p>4 掛金の前納期間及び掛金割引</p>	<p>(1) 次の期間を単位として掛金を前納することができます。</p> <p>ア 4 月から 9 月、10 月から翌年 3 月までの 6 か月間又は、4 月から翌年 3 月までの 1 年間</p> <p>イ アの期間のうち、資格を取得した後、その資格を喪失することが明らかなときには申出をした月の翌月以降の月が 2 か月間以上あるときその期間</p> <p>(2) 掛金を前納した場合には、年 4 % の利率による複利現価法によって、前納に係る期間に応じて割引（別表）を行います。</p> <p>別表【前納に係る任意継続掛金の額の算定率】</p> <table border="1" data-bbox="504 860 1487 1214"> <thead> <tr> <th>前納期間 (月)</th> <th>算定率</th> <th>前納期間 (月)</th> <th>算定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>1.9902215</td> <td>8</td> <td>7.8834200</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2.9804642</td> <td>9</td> <td>8.8544329</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>3.9674757</td> <td>10</td> <td>9.8222773</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>4.9512666</td> <td>11</td> <td>10.7869636</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>5.9318472</td> <td>12</td> <td>11.7485020</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>6.9092282</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	前納期間 (月)	算定率	前納期間 (月)	算定率	2	1.9902215	8	7.8834200	3	2.9804642	9	8.8544329	4	3.9674757	10	9.8222773	5	4.9512666	11	10.7869636	6	5.9318472	12	11.7485020	7	6.9092282		
前納期間 (月)	算定率	前納期間 (月)	算定率																										
2	1.9902215	8	7.8834200																										
3	2.9804642	9	8.8544329																										
4	3.9674757	10	9.8222773																										
5	4.9512666	11	10.7869636																										
6	5.9318472	12	11.7485020																										
7	6.9092282																												
<p>5 資格喪失</p>	<p>次のいずれかに該当した場合は、資格を喪失します。</p> <p>(1) 任意継続掛金をその払込期日（継続しようとする月の前月末日）までに払い込まなかったとき</p> <p>(2) 任意継続組合員となった日から起算して 2 年を経過したとき</p> <p>(3) 他の共済組合、健康保険組合等の被保険者となったとき</p> <p>(4) 死亡したとき</p> <p>(5) 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を共済組合に申し出た場合、その申し出が受理された日の属する月の末日が到来したとき</p> <p>なお、資格を喪失した場合には、資格確認書（マイナ保険証を取得していない方のみ）に交付している）を共済組合に返納していただきます。また、任意継続掛金を前納している者は、前納期間満了前であれば残りの期間に係る掛金については、還付されません。</p>																												